

埼玉県の緊急事態措置に対する飯能市の基本方針

令和2年4月8日

埼玉県内においては、急激な感染の拡大やクラスター（小規模な患者の集団）が連鎖するような状況には至っておりませんが、東京通勤のベッドタウンとなっている都市部や鉄道網、高速道路網に沿う形で感染者が拡大しており、東京都においては急激に感染が拡大して、連日多数の感染者が報告されている状況です。また、先日、飯能市内においても、新型コロナウイルスの感染事例が確認されたところです。

こうした中、4月7日、国において、埼玉県を含む7都府県に対して、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。

これを受けて、埼玉県知事から県全域に対して、5月6日までの間、「緊急事態措置」が示されました。

新型コロナウイルスは、市民の命や健康に著しく重大な影響を与えるとともに、市民生活と経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあります。

以上により、本市では、下記のとおり基本方針を定めるとともに、現時点で最優先に取り組んでいく事項について定めることとします。

記

○ 基本方針

市民の命と健康を守ることを最優先にした、感染拡大防止対策に取り組むとともに、市民生活を守るために必要な対策を実施する。

○ 取組事項

- 1 市民の不要不急の外出自粛
- 2 市主催イベント等の中止・延期
- 3 市内公立幼稚園、小・中学校の休業
- 4 市民生活を守るために必要な対策